

事業契約書(案) 新旧対照表

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	修正前	修正後	備考
1	30	12	72	3	(2)	不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	<p>(2) 本施設の引渡し後においては、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補(てんぽ)されなかった費用のうち、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「ウ維持管理費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を市の負担とすること。この場合において、同一事業年度内に数回にわたる負担が必要となったときには、事業者は、維持管理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1を上限として負担すること。</p>	<p>(2) 本施設の引渡し後においては、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補(てんぽ)されなかった費用のうち、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「ウ維持管理費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を市の負担とすること。この場合において、同一事業年度内に数回にわたる負担が必要となったときには、事業者は、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補(てんぽ)されなかった費用の当該事業年度の累計額のうち、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理業務のサービスの対価」のうち、当該事業年度の「ウ維持管理費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用を負担すること。</p>	

契約書別紙 新旧対照表

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	修正前	修正後	備考
1	4	40	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価	<p>設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価は、施設整備に必要な一切の費用からなる施設費と、施設費の一部を市が割賦で支払うことによって必要な割賦手数料からなるものとする。</p> <p>割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利鞘（スプレッド：●、●%）に基づく割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、一期工事分を平成31年2月28日（一期工事分の引渡し予定日）の2営業日前、二期工事分を平成32年8月20日（二期工事分の引渡し予定日）の2営業日前、三期工事分を平成33年3月31日（三期工事分の引渡し予定日）の2営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページ（又はその後継もしくは代替ページ）に掲載されている6箇月LIBORベース15年物（円/円）金利スワップレートとする。なお、提案書提出時に使用する基準金利は0.9%とする。</p>	<p>設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価は、施設整備に必要な一切の費用からなる施設費と、施設費の一部を市が割賦で支払うことによって必要な割賦手数料からなるものとする。</p> <p>割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利鞘（スプレッド：●、●%）に基づく割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、一期工事分を平成31年2月28日（一期工事分の引渡し予定日）の2営業日前、二期工事分を平成32年8月20日（二期工事分の引渡し予定日）の2営業日前、三期工事分を平成33年3月31日（三期工事分の引渡し予定日）の2営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページ（又はその後継もしくは代替ページ）に掲載されている6箇月LIBORベース15年物（円/円）金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。</p> <p>なお、提案書提出時に使用する基準金利は0.9%とする。</p>	